

令和2年11月24日

保護者 各位

北谷町立学校給食センター

所長 池原 誠

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に伴う出席停止扱い等となる児童生徒の給食費の取り扱いについて

本町教育行政につきまして、平素よりご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策に伴い、新型コロナウイルス感染または濃厚接触者に特定され、やむなく出席停止扱いとなった児童生徒に関し、下記の条件に該当する場合は給食費額が変更となります。

なお、食材料発注の関係上（キャンセルができないため）、欠食の報告があった翌日からの対応はできませんのでご了承ください。

今後とも、給食センターの円滑な運営へのご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 対象

(1) 新型コロナウイルス感染者発生または濃厚接触者の特定を受けて、学校の臨時休業等により給食が喫食できなかった場合

(2) 新型コロナウイルス感染または濃厚接触者に特定され出席停止となり給食が喫食できなかった場合

※第3子補助対象者、就学援助受給者及び生活保護受給世帯については、それぞれより給食費が支給されるため、返還の対象となりません。

2. 対象期間

学校からの欠食報告の3日目から返金対象となります。

木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日
学校からの欠食報告	1日目			2日目	3日目 (返金対象)	4日目 (返金対象)

3. 返金方法

原則として、学校からの人員報告にて欠食の連絡を受けた児童生徒に対して、給食センターより保護者へ連絡後、返金を行います。